

架空請求!!

身に覚えのない請求に応じない!!



使った覚えのない有料サイトの利用料などを請求してくる「架空請求」は、平成15年度に全国的に急増し、その後増え続け、その手口は、悪質巧妙化しています。

警察署や町では、依然として減少する気配のない架空請求を町民の皆さんとともに監視し、被害を未然に防ぐため、対策に取り組んでいます。

●これは架空請求です!!

- ・身に覚えのないハガキ
- ・身に覚えのないメール
- ・ネットサーフィン中に突然現れる画面
- ・身に覚えのない電話
- ・無料のほずの出会い系サイト

ある日突然、使った覚えのない有料サイトの利用料金などの請求を送りつけてくる、架空請求による被害が増えています。

架空請求の内容は、サイト管理者や債権回収業者を装った者が、支払いを請求してくるものです。

●架空請求の対処法

「身に覚えはないのに…」とはいっても、もっともらしい文面のメールや文書などを目の前にすると、不

安になってしまいます。そんな場合は、次のポイントを再確認して、適切に対処しましょう。

1 毅然として無視する

身に覚えがなければ、相手に絶対連絡しない、支払わない。

連絡が来ても、自分の名前や住所、電話番号は、絶対教えない。

2 証拠は保存

請求のハガキやメールなどの証拠は保存する。

3 家族に知らせる

家族が代わりに連絡したり、支払ってしまわないように、家族にも知らせておく。

4 不安なときは相談を

警察署に相談する。
※もし、相手に連絡してしまったら

①電話が来たら、「払うつもりはない。」ときっぱり断る。

●架空請求を防ぐためには...

架空請求に出くわす機会がなくなれば、トラブルに巻き込まれることもありません。

架空請求を未然に防ぐ方法をご紹介します。

○予防法

1 迷惑メール対策をする

有料サイトにアクセスしていないのに迷惑メールがくるのは、悪い業者が数字やアルファベットを適当に組み合わせ送ったり、メールアドレスの名簿を手に入れて送りつけるからです。名簿業者にメールアドレスが漏れる原因には、次のような理由が想定されます。

① 出会い系サイトや掲示板にアドレスを書き込んだ。

② 迷惑メールにかかれていたURLにアクセスした。

③ 迷惑メールにかかれていた配信停止にメール送信した。

このような場合、メールアドレスを変更したり、「メールの受信・拒否の設定」をするだけでも、かなり迷惑メールが届かなくなります。

2 家族で情報を共有する

架空請求が家に届いたときに、家族が代わりに連絡したり、支払ってしまわないように、常日頃家族にも知らせておきましょう。

3 架空請求に関する情報を収集する

架空請求に関わる事業者は、次々に手口を変えています。最新の手口と対応方法、架空請求に関わる事業者名等の情報を、ホームページ等で知っておきましょう。

4 家族ぐるみで

個人情報流出を防ぐ

懸賞への応募や当選など、射幸心を悪用して個人情報を入手するなど、個人情報にはあらゆる機会に流出する危険があります。

子どもなどから、住所や電話番号を聞きだそうとするケースもあります。

住所や電話番号を簡単に知らせないよう、家族ぐるみで十分注意しましょう。

▼問い合わせ先

下野警察署 生活安全課

☎0110

県消費生活センター

☎028(665)7744

産業振興課 商工振興係

☎9150

●「身に覚えがあるかもしれない」場合には ……………

悪質な架空請求は、被害者のそんな曖昧な記憶や思い込みに付け込んでくるものです。ここでは、そんなトラブルに巻き込まれないために、自分の身に架空請求が届いたとき、どう対処したらよいかをマスターしましょう。



●対処法 ……………

自分の身に架空請求が届いたときに、どう対処したらよいか、下の図を見て自分の状況を正確に把握しましょう。

サイトを使ったかもしれない

NO

これは架空請求です。即無視しましょう。

架空請求は、何らかの名簿をもとに無差別に請求を送りつける手口です。うかつに連絡すると個人情報を知られてしまう危険性があります。

YES

債権回収業者から請求が来ている

NO

これは架空請求です。即無視しましょう。

債権回収や法務省認可などと名乗った時点で偽物です。法務省が許可した正規の債権回収業者が、サイトの利用料を請求することはありません。

YES

裁判所から呼び出しが来ている

NO

架空請求の疑いが濃い。

裁判所を装っている可能性が高いのですが、正式な通知だった場合、放置すると不利益を被るので注意を要します。裁判所からの通知は、特別送達（書留扱い）で送付されます。ハガキや普通郵便で送付されることはありません。

YES

サイトを見たとき料金などがわかりやすく明記されていた

NO

不当な請求です。基本は無視。

有料サイトである場合、登録（申込）時に有料であるとの確認ができなければ、「電子消費者契約法」によりその契約を無効にできます。また、料金のことについてわかりにくい場所に記載されていたり、無料であることを誤認させるような記載があった場合は、「消費者契約法」によって契約を無効にできます。

YES

延滞金や事務手数料などが法定利率以内だ

NO

不当な請求です。

「消費者契約法」により、年14.6%を超える一方的な請求や契約は、無効にできます。

支払わないで、県消費生活センターなど公的機関に相談しましょう。

《法定利率とは》

契約時に延滞料などの説明がない場合は、商法514条により年利6%、あらかじめ金額が決められていたとしても、消費者契約法第9条第2号により年14.6%が上限となります。

YES

相談しましょう 支払う前に、県消費生活センターなど公的機関に相談しましょう。
悪質な業者かもしれません。

